

福岡空港調査 P I 有識者委員会の情報公開及び傍聴に係る要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、福岡空港調査 P I 有識者委員会規約第 9 条の規定に基づき、福岡空港調査 P I 有識者委員会(以下「委員会」という。)の情報公開及び委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報公開)

第 2 条 委員会に提出された資料及び議事録については、福岡市情報公開条例(平成 14 年福岡市条例第 3 号)第 7 条各号に該当する情報(以下「非公開情報」という。)を除き、すべて公開するものとし、ホームページ等において公表する。

(会議の周知)

第 3 条 委員会の事務局は、会議の開催場所及び時間について、2 週間前までに報道機関又はホームページにおいて周知するものとする。

(傍聴)

第 4 条 会議の傍聴については、原則としてこれを認める。

(傍聴の手續及び傍聴者の定員)

第 5 条 会議を傍聴しようとする者は、開始時間の 20 分前までに、受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室するものとする。

2 傍聴者の定員は 20 人とする。ただし、会場の都合等によって変更することがある。

3 傍聴希望者が定員を超えるときは、事務局が指定する抽選等の方法により傍聴者を決定する。

(会場に入ることができない者)

第 6 条 次に該当する者は、会場に入ることができない。

(1) 旗、のぼり、びら、掲示板、プラカード等を携帯している者

(2) その他会議を妨害することが予想されうる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第 7 条 傍聴者は、会場内では、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議中は、静粛に傍聴し、発言、拍手その他の方法による意見の表明等をしていないこと

(2) 会場内での飲食、喫煙はしないこと

(3) その他、会議の支障となるような行為をしないこと

(撮影、録音等の禁止)

第 8 条 傍聴者は、会場において、写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

(傍聴の一時中断)

第 9 条 会議において、非公開情報に議事内容が及ぶと委員長が判断した場合は、委員長は傍聴を一時中断することができる。

(傍聴者の退場)

第 10 条 傍聴者が第 7 条及び第 8 条の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを会場から退場させることができる。

附 則

この要領は、平成 17 年 2 月 17 日から施行する。